

# 経営者のための やさしい企業年金教室

2019年5月20日

## 30 時限目：確定拠出年金(DC)は何歳まで加入できるのか

確定拠出年金(DC)に関して「掛け金65歳まで延長」という見出しの記事が、先日の新聞に掲載されました。現在は60歳まで払うことができる掛け金を65歳まで延長する方向で厚生労働省が検討中、という主旨でした。

そこで、この記述だけではやや分かりにくいと思われますので、下記に解説します。

### ■新規に加入できる年齢

個人型DCの加入対象者は「60歳未満の国民年金の被保険者」とされています。一方、企業型DCは「60歳未満の厚生年金保険の被保険者」となっており、どちらも加入できる年齢は60歳未満で同じです。

ちなみに、2017年1月からは企業年金に入している会社員、公務員、私立学校の教職員なども個人型に加入できるようになりましたので、厚生年金保険の被保険者はどうちらにも加入できることになります(ただし、企業型DCの実施企業の場合は、年金規約に定めがなければ個人型には加入できません)。

### ■掛け金を拠出できる年齢

個人型DCの場合、加入者が60歳に達する

と、それ以降の掛け金の拠出はできなくなります。

企業型DCの場合も同様に60歳以降は拠出できません。ただし、年金規約に定められていれば、65歳まで掛け金の拠出を継続することができます。一定の条件の下ですが、企業型の場合には現在でも65歳まで掛け金を拠出することが可能なのです。

最近は、定年延長や再雇用で60歳を過ぎてもそのまま同じ職場で働き続けるケースが増えてきました。自社の企業型DC規約に定めておけば、引き続き同じように年金資産を積み立てて行くことは可能なのです。

### ■資産を運用できる年齢

10年以上の加入期間があれば、60歳に到達すると、一時金や年金で給付金を受け取ることができます。しかし、当面はお金が必要ないというのであれば、70歳まで運用を続けることも可能です。

掛け金を拠出している場合は「加入者」ですが、拠出せずに資産の運用のみを行う場合は「運用指図者」という名称で呼ばれることにな

# 経営者のための やさしい企業年金教室

ります。DCの「加入者」に関わる費用は、企業がすべて負担するケースがほとんどだと思われます。しかし、「運用指図者」になると、その制度の加入者ではなくなるため、記録管理や資産管理にかかる費用は、一般に個人が負

担することになりますので、この点に十分留意する必要があります。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 田中 均

## <確定拠出年金制度（DC）>

